

姫路市住宅課からのお知らせ

このお知らせは、固定資産税が課税されている方の納税通知書に同封しています。

現在、空き家をお持ちでない方や適正に管理されている方にもお送りしていますのでご了承ください。

空き家の所有者（相続人）の方へ

■空き家の管理は所有者等の責任です

空き家は個人の財産であり、所有者や管理者は、周辺の生活に悪影響を及ぼさないよう適切に管理する責任があります。

適切に管理せずに放置した結果、瓦や外壁が落下し、近隣家屋や通行人に被害を及ぼした場合は、所有者等が損害賠償責任を負うことになります。（民法第717条）

■空き家になる前に、話し合おう（相続しよう）

住まいを将来どうするのか、決めないまま相続すると、相続人同士で方針が決まりにくく、そのまま放置しがちです。あらかじめ家族で相談しておきましょう。住宅課では、ご自身の財産や終活を考え、書き込みできるエンディングノートを発行しております。また、相続時の無用なトラブルを避けるため、遺言書を作ることも有効です。



姫路市終活冊子

空き家に関するルールの変更点

■相続登記が義務化されました

令和6年4月1日から相続（遺言を含む）登記が義務化されました。相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日（遺産分割の場合は成立した日）から3年以内に相続登記をしなければなりません。



法務局HP

■管理不全空家への措置について

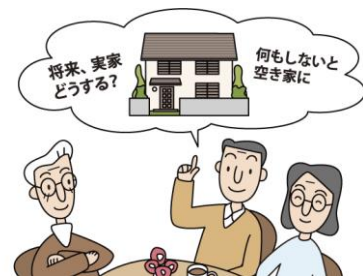
放置すれば特定空家（非常に危険な空き家）となるおそれがある空家（管理不全空家）として勧告された場合においても、固定資産税の住宅用地特例（1/6等に減額）は解除されます。

■氏名・住所等の公表について

姫路市老朽危険空家等の対策に関する条例を改正し、空家特措法に基づく措置として命令に従わない者の氏名・住所等をインターネットで公表することが可能となりました。



姫路市HP



空き家に関するご相談

■空き家に関するお問い合わせ

姫路市住宅課

TEL：079-221-2642

Mail：juutaku@city.himeji.hyogo.jp



■空き家に関する各種制度

解体補助金制度



空き家バンク



無料相談会（年2回）



空き家の譲渡所得（3000万円特別控除）



■マンションに関すること

- ・マンション管理基礎セミナー、管理相談
- ・分譲マンション管理アドバイザー派遣



■空き家の売却や相談等でお困りの場合

ひょうご空き家の総合相談窓口

TEL：078-325-1021



以下の広告内容に関するご質問等につきましては、広告主に直接お問い合わせください。
（広告主と姫路市空家等対策業務とは直接関係ありません。）

広告掲載部分 1

広告掲載部分 2